

青森県報

号外第七十八号

令和四年
九月十四日
(水曜日)

目次

監査委員

○住民監査請求に係る監査結果……………(事務局)…一

監査委員

青森県監査委員告示第十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第五項の規定により、住民監査請求に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和四年九月十四日

青森県監査委員 竹内 均
青森県監査委員 川嶋 由紀子

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

令和4年6月29日

第2 請求人

弘前市民オンブズパーソン

第3 請求の内容

令和4年6月29日付けで請求人から提出のあった青森県知事措置請求書(以下「措置請求書」という。)による監査請求(以下「本件監査請求」という。)の原文に即して記載(項目番号は変更、誤記は修正、別表は文末に添付、事実証明は省略)する。

1 請求の趣旨

2020(令和2)年度に青森県が青森県議会議員に対し交付した議員一人当たり年額372万円の青森県政務活動費のうち、当時自由民主党会派所属の各議員による別表記載の各支出について、地方自治法第100条第14項、青森県政務活動費の交付に関する条例及び青森県政務活動費の交付に関する規程に定める使途基準を逸脱する支出があるので、青森県知事に対し、本件使途基準に合致しない支出について各議員らに返還を求める等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 請求の原因

(1) 政務活動費の趣旨

地方自治法(以下「法」という。)による規定

政務活動費は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。」もので、「この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」(法第100条第14項)とされている。また、この「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出すること」が義務付けられ(同条第15項)、同条第16項においては議長に対し「第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努める」ことを義務付けている。

イ 青森県政務活動費の交付に関する条例、使途基準

前記法の規定に基づき定められた掲記条例(以下「条例」という。)は「青森県議会の議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付する」とし(第1条)、その使途について政務活動費の交付を受けた議員は「議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県

民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるもの」とし（第7条第1項）、同条第2項において「政務活動に要する経費は、別表のとおり」と、その使途を限定するとともに、「毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内（年度の中途に議員でなくなった場合にあっては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内）に、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出」しなければならず（第8条）、前記「次に掲げる事項」について、議員の氏名、政務活動費に係る収入額、政務活動費に係る支出額及びその主な内容、政務活動費に係る収入額と支出額との差引額の他、その他必要な事項を挙げている。

また、収支報告書には「当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書の写し等（領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。）」を添えなければならず（同条第2項）、議員にはそれら支出について「会計帳簿を調整し、その内訳を明らかにするとともに、証拠書類を整理保管し、これらの書類を収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書等」という。）を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年間保存することが義務付けられている（第9条）。また、知事に対し、「議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出（第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずる」ことを義務付けている（第10条）。そして、議長には「収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努める」とを義務づけている（第12条）。

なお、条例第7条が定める調査研究費の使途基準は「議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費」とされている。

(2) その他の規程等

ア 政務活動費事務マニュアル《第3次改訂》における使途の透明性の確保に関する考え方について

政務活動費事務マニュアル《第3次改訂》（以下「マニュアル」という。）においては政務活動費制度の考え方の中で、例えば「議員の政務活動が広範であるために、その活動について誤解や疑念を招く場合も考えられることから、県民の理解を得るためには、議員の日常的に行われる他の様々な活動（例えば政党や後援会活動）と明確に区分していくことが要請」されているとしたうえで、「政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等が整備されていることが必要です。また、訴訟等においては、支出した議員側において立証する必要がある場合があるので留意」することが求められ、「政務活動について、県民の理解が得られるためには透明性が確保されているのが前提となる」ことなどを求めている。

イ 青森県議会基本条例

「議会の基本理念並びに議員の責務及び役割等を明らかにするとともに、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に的確にこたえ、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的」（第1条）として定められた青森県議会基本条例の前文は、「本県議会においても、議会の効率的・効果的運営に係る議会改革に取り組んできたが、これまで以上にその役割を果たし、真の地方自治の確立を目指すためには、県民の意思を的確に把握し、県政に適切に反映させるとともに、県民に開かれ、信頼される議会の構築に一層努めなければならない。」ことを高らかに謳い、第3条第3号においては「県民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動に関する県民への説明責任を果たすこと。」を基本方針の一つに挙げ、議員に対しては「県民の負託により、県政に携わる権能と責務を有すること、自らに重大な使命と高い倫理の保持が課せられていることを深く認識し、県民全体の奉仕者及び県民の代表者としての自覚を持ち、公正、誠実及び清廉を基本として、常に品位を保持し、及び識見を養うよう努めなければならない。」ことを求め（第6条）、「議会は、議会運営における公正性及び透明性を確保するために必要な情報を公表するとともに、議会活動を広く県民に公開し、県民に対する説明責任を果たす」ことを義務づけている（第12条）。

ウ 青森県情報公開条例と青森県文書取扱規程

青森県議会議員は青森県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）が定める実施機関職員であるところ、各議員が作成し、議長あてに提出した収支報告書及び収支報告書への添付が義務づけられている書類は情報公開条例第2条第2号が定める行政文書である。記載されている内容そのものが政務活動費としての支出が使途基準に適合しているかどうかを決定づけるものであるところ、したがって、記載している内容には、もとより不備があったり誤りがあったりはないものであることはいささかでもなく、仮に誤りなどが発見された場合には速やかに訂正されてしかるべきである。そして、記載されている内容や計上している支出に疑義が呈された場合には、それら支出について最もよく知る議員によって説明され、立証されなければ、それら支出は政務活動費としての支出とはいえないというべきである。

青森県文書取扱規程（平成25年9月青森県訓令甲第17号）は「青森県情報公開条例の適正かつ円滑な運用に資するとともに、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするため、文書の取扱い、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存、利用等に関し必要な事項を定める」ことを目的とし（第1条）、第73条においては「職員は、この規程並びに総括文書管理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書の適正な管理及び歴史公文書の適切な保存等を行わなければならない。」と、職員の責務を明らかにし、「職員は、県として行われる経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成」することを義務づけている（第74条）。なお、「処理に係る事

案が軽微なものである場合」について、「青森県文書取扱規程の一部改正及び文書の作成基準について（通知）」（青総第6号平成23年4月1日）と題する総務部長通知には次のとおり説明されている。

「処理に係る事案が軽微なものである場合」は、県民に対する説明責任の観点から、厳格かつ限定的に解される必要がある。具体的には、事後に確認が必要とされるものではなく、文書を作成しなくとも職務上支障が生じず、かつ当該事案が歴史的価値を有さないような場合であり、当該事案が政策判断や県民の権利義務に影響を及ぼすような場合は含まれない。

そして、例として次の2つが挙げられている。

- ・ 所掌事務に関する単なる照会・問合せに対する応答
- ・ 執行機関内部における日常的業務の連絡・打合せ

したがって、議員から議員の職務として県の各部に問合せがあったり、各部署との打合せが行われた場合には、どのような事案についてどのようなように対応したのか、その経過を記録として残り、所管する部署において組織的にそれら情報を共有するため、一般的には行政上の記録を応接記録として作成しその後の執務参考資料として保存しておくことは、その後の行政運営にとって必要不可欠なことであると解される。仮にそのような記録が作成されていない、若しくは記録が残されていないという場合には極めて軽微な内容の問合せ等だったと思量される。故に、仮に議員が議員として問合せや調査、打ち合わせなどと主張した場合でもそれらにかかわる文書が県の各機関等において作成・保存されていない場合にはそのような議員の活動はわざわざ県の機関に赴く必要もなく、電話による問合せでも足りるものであり、法や条例が予定した政務活動とは評価できないというべきである。

他方、調査や聴き取りなどを行ったという議員においてもそれらにより入手した情報について、事後にまとめる必要があることから、検証できる程度にはメモを取るなどしているのが社会通念上、通例であろう。したがって、マニュアルが「政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等が整備されていることが必要」としていることからすれば、単に領収証を示すだけだったり支出証明書に記載すればよいというのでは真実調査研究活動が行われたことについて立証されたとはいえず、ましてや単に手控えとして残しておいた日程だけを記録しているメモを提示した場合には、マニュアルが要請した立証責任に合致したものとはいえないというべきである。

なお、別表にまとめた各議員による支出については、調査対象となった県の機関等に対し、監査請求人がその裏付けを確認するために、議員による調査等が行われた際の記録等の開示請求を行ったが、不存在との理由で不開示決定された事案であり、加えて、これらの事案について該当する議員らに説明を求めた書面を2度に渡り送付したが、何らの返信、説明をも得られなかったものであり、議員らが説明を拒否した事案である。

(3) 判例

尹 仙台高等裁判所平成19年（行コ）第15号 政務調査費返還代位請求控訴事件判決
掲記判決は以下のとおり判示した。

「政務調査費が議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するものであることからすると、これをどのように活用するかは本来議員の自律的判断にゆだねられるべきものであるが、反面、政務調査費は、その使途が限定され、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充てることが禁止されており、交付を受けた議員に会計帳簿の調整や領収書等の整理保管が義務付けられていることなどからすると、政務調査費が地方自治法や本件条例、本件規則の趣旨に従って適正に使用されなければならないことは明らかである。

そして、議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がない場合には、基本的にこれを正当な政務調査費の支出とはできないし、当該支出に係る領収書等が提出されたとしても、その領収書の作成者の住所を欠いていて第三者による事後的検証が困難な場合や領収書の記載からは政務調査との関連が明らかでないにもかかわらず、それを補足する説明がされていないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出とされることを甘受せざるを得ないというべきである。」

イ 仙台高等裁判所 平成22年（行コ）第8号 政務調査費返還代位請求控訴事件判決

掲記判決は以下のとおり判示した。

「一般に、不当利得返還請求訴訟においては、返還を請求する者において、当該利得につき、「法律上の原因を欠くこと」を主張立証すべきであると解されるが、その場合には、当該事案において通常考えられる程度に利得の保持を正当化する原因が存在しないことを主張立証することにより法律上の原因の不存在が推認され、相手方においてこれに反証する必要があるというべきである。

これを政務調査費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟の場合についてみると、使途基準に合致する政務調査費の支出がなされたことが推認されると、使途基準に合致しない事実（以下単に「外形的事実」ということもある。）の存在が主張立証された場合において、これに對する適切な反証が行われたいときは、当該政務調査費の支出は使途基準に合致しない違法な支出であると推認されるというべきである。もとより調査活動費交付の趣旨等に照らして、調査活動の対象、目的については各議員の自主的、自立的判断が尊重されるべきではあるが、その裁量には必ずから一定の限界があり、外形的事実から調査研究の実質やその必要性、合理性に疑問がうかがわれる場合には、これらについて具体的な反証がない限り使途基準に合致した支出とはいえないというべきである。」

(4) 議員らによる個別支出の検討

各議員等による個別支出のうち、上記法や条例等ならびに判例に照らし、本件使途基準に合致しないと疑われる支出について検討し、別表にまとめた。これら別表にまとめた事実は、令和 2 年度分の政務活動費が、使途基準に反して支出されていたこと、またはその恐れを示すものである。

よって、監査委員におかれては厳正な監査を行い、本件使途基準を逸脱した政務活動費相当額について、青森県知事に対して別表記載の各議員から青森県に返還を求めると請求の趣旨記載の必要な措置をとるよう勧告することを求める。以上、法第 242 条第 1 項に基づき請求する。

第 4 監査委員の除斥

本件監査請求は、青森県議会議員（以下「議員」という。）に交付された政務活動費に関するものであるため、議員である齊藤爾委員及び嶋梅恵一朗委員については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定に基づき除斥した。

第 5 請求の受理

本件監査請求については、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を備えているものと認め、令和 4 年 7 月 6 日にこれを受理した。

第 6 監査の実施

1 監査の対象事項
監査の対象事項は、令和 2 年度に議員のうち自由民主党会派所属の議員 7 名に交付された政務活動費で、請求人が措置請求書において摘示した調査研究費の一部として計上されている 54,890 円の公金の支出とした。

2 監査対象機関等

監査の対象機関は、政務活動費の交付に関する事務を担当している青森県議会事務局（以下「議会事務局」という。）とした。
また、法第 199 条第 8 項の規定により、青森県議会議長（以下「議長」という。）を関係人として調査を実施した。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出及び陳述
請求人に対し、令和 4 年 7 月 6 日付け青監査第 26-2 号により、法第 242 条第 6 項の規定による証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、同月 11 日付けで、証拠の追加提出とともに、次のとおり措置請求書を補足する意見陳述書が提出された。
(2) 陳述の内容

請求人から提出された意見陳述書の原文に即して記載（項目番号は変更、誤記は修正、事実証明は省略）する。

ア はじめに

提出した県知事措置請求書別表に記載した各支出について、それら支出が地方自治法や青森県政務活動費交付に関する条例等の主旨に合致した支出であるか否かが本件の争点です。そして、それら各支出がこれまで全国で数多く取り組まれてきている事例に係る判例に照らして、換言すれば、調査研究費として計上した支出が議員の議会活動の基礎となる調査研究に要する経費であるといえるか、また、「外形的事実から調査研究の実質やその必要性、合理性に疑問がうかがわれる場合には、これらについて具体的な反証がない限り使途基準に合致した支出といえないというべきである。」（仙台高等裁判所平成 22 年（行コ）第 8 号政務調査費返還代位請求事件判決）というのですから、監査においては、単に議員らから聞き取りをした結果に基づいてというにとどまらず、「具体的な反証」が得られたか否かによって判断されることを切に望むものです。

以下、概括的に陳述致します。
イ 青森県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）における「調査研究費」

6 月 29 日付青森県知事措置請求書において既に述べたとおり、条例はその第 1 条で「青森県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定める」ものであるとしています。そして、政務活動費を充てることができる範囲を定めた第 7 条第 1 項では「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができる」とし、同条第 2 項別表においてその使途が厳しく制限されています。

なお、この政務活動費の調査研究費を議論する上で重要な最高裁判決があります。最高裁第二小法廷 2013（平成 25）年 1 月 25 日判決（最高裁裁判集民事第 243 号 11 頁以下）です。同裁判集の 19 頁には、この判決について政務調査費の立法趣旨に言及しながら、次のとおり述べて「調査研究費」という法律概念について重要な定義をしました。畢竟、「……そうすると、本件使途基準が調査研究費の内容として定める「会派又は議員が行う目黒区の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査…委託に要する経費」とは、議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいう」というのです。

条例第 7 条第 2 項別表に示された経費としての「調査研究費」の内容は「議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費」とされていますので、青森県議会議員による調査研究活動とは、前記最高裁判決がいうように、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動であることが要求されるといわなければなりません。そして、そのような調査研究活動に資するため必要な経費の一部として支出された場合のみ、当該支出が条例が定める

政務活動費の調査研究費として計上できるものと解されます。したがって、議員として議会の活動を離れた活動に関する経費や当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は、これに該当しないというべきです。

ウ 本件監査請求の対象とした支出

今回監査請求の対象としたガソリン代等交通費にかかる支出は、収支報告書添付の支出証明書、政務活動実績報告書に調査研究の目的で議員が県庁の関係課等から聞き取りを行った或いは打合せをした等として、ガソリン代等を支出したもののうち次の(イ)、(ロ)のいずれにも該当した支出です。

(イ) 議員が赴くなどして聞き取り又は調査を行ったとしている関係課等にその事実を裏付ける文書が存在するか開示請求をおこなった結果、不開示決定処分されたもので、その理由欄には「作成していないことから保有していない」「打合せを行ったものの、当該打合せに係る行政文書は作成していない」という記載があった例。

(ロ) 同一の日に行なったとする聞き取り又は調査が複数課を対象としたものではなく、一つの課等である例。

(イ) それらの例にかかる議員に対し、当会は実際はどのような活動を行ったのかについて2021年10月30日までと2021年11月30日までを回答期限として2度にわたり質問書を送付したが、何らの応答がなかった議員に2021年12月末日までを期限として再々質問書を送付したが何らの返答がなかった議員による支出(計上された支出に疑義はあったが、回答した議員は除外した。)

しかし、「打合せを行ったものの、当該打合せに係る行政文書は作成していない」等という、つまり、応接記録が残っていない例については、既に述べたとおり青森県文書取扱規程第74条にある「軽微なもの」に該当するものと解されます。この第74条における「軽微なもの」については青森県知事措置請求書記載のとおり、平成23年4月1日付青総第6号による「青森県文書取扱規程の一部改正及び文書の作成基準(通知)」では、

- ・ 所掌事務に関する単なる照会・問合せに対する応答
 - ・ 執行機内内部における日常的業務の連絡・打合せ
- の2つが例示されているだけです。

そうであるとするれば、応接記録のない行動は、およそ政務調査活動に該当しない、「単なる照会・問合せ」があっただけの行動と解されます。

さて、聞き取りや調査を行ったと主張する、もう一方の当事者である議員の側では、どのような記録が残っているのでしょうか。事実証明として示しているのは夏畑、寺田、齊藤の3議員が、2018年度の政務活動費支出に関わって、聞き取りや打ち合わせを行った記録として裁判所に提出した書面の写しです。これらの書面には、「一般質問聞き取り一県庁」「一般質問打ち合わせ」

「11:00～県庁 一般質問」との記載があるものだけです。一般質問や常任委員会での質問の準備のみならず、政策立案等のために聞き取りや調査をしたのであれば、社会通念上、その後に検証するためにも、或いは自身で収集した資料

をまとめるうえでも、聞き取り内容等についてのメモ書きや資料があつてしかるべきです。当会幹事の2人が提起した2018年度の政務活動費支出に係る訴訟でも、議員から示されたのは陳述書の他はスケジュール帳と思われるもののメモ書きだけでした。相手方の課の他、自宅からのキロ数、ガソリン代などのメモ書きのあるものもありましたが、聞き取りした内容や、調査したという内容については全く記載されていません。これでは、真実聞き取りや調査をしたのかどうかを客観的に検証できません。これらの場合、社会通念上は調査研究活動の実質の存在があつたとはとても言えず、したがって、そのようなことに係る支出は、本件使途基準に適合した支出であるとはいえないというべきです。

また、今回の請求の対象にした支出は、前述のとおり調査した等とされる県の機関でそれらを裏付けるものがないとして不開示決定されたものですが、それらのうち、同日に複数の機関、部課から情報収集したなどと支出証明書や政務活動実績報告書に記載していたにもかかわらず、実際には一つの課にだけ記録があつて、他の課には記録がなかったという例もありましたが、このような例の場合には、一つの課でもそれを裏付けるものがあれば財務会計上は計上した支出が使途基準に合致しないということではいえないことから本件の対象から除外しました。

エ 行政文書としての青森県政務活動費収支報告書と同報告書に添付された書面

ところで、議長あてに提出され、県議会ホームページに公開されている収支報告書等の文書は青森県情報公開条例が定義する行政文書ですが、行政文書として果たして信頼のおけるものであるかどうかという視点から見ると、事実、真実が記載されているのかが疑われるものといわなければなりません。

当会幹事が直近に行つた平成30年度分の支出に係る住民監査請求では、監査請求を行った後に7人の議員が収支報告書等の訂正を行い、1,755,724円を返還しました。また、提訴後にも新たに4人の議員が収支報告書等の訂正を行い、559,430円が返還されています。これらの事実、住民監査請求をしなければ、そして訴訟を提起しなければ、これらの貴重な金員は……その原資はもっぱら県民の血税によるものですが……議員らによって不当利得されていたことになり得ます。単に返還したから許されるというのではないでしょう。監査委員において、より厳正で踏み込んだ監査が求められる所以です。

また、本件監査請求の対象とした年度の支出においても、当会による質問書に対し収支報告書に添付された支出証明書、政務活動実績報告書の記載に間違いがあつたことを認め、当会への回答では訂正をしているにもかかわらず、2022年7月11日時点でも県議会ホームページに掲載されているこれら添付書類が訂正されていません。この事実は、議員らによって議長に提出された政務活動費収支報告書と同報告書に添付された書面が青森県情報公開条例第2条第2号が定義する行政文書であることの自覚が議員らにおいて欠落しているか、或いは正確さを欠き、事実に基づかない記載のある行政文書がそのままホームページに掲載されているも何ら不都合を感じない、まさに行政文書を軽視する姿勢の

表れといっても過言ではありません。

収支報告書と同報告書への添付文書は政務活動費として計上された支出を裏付け、県民に説明するための文書であるにもかかわらず、このような事態が放置されるのであれば、公開される青森県における政務活動費収支報告書等の信頼性が損なわれ、議員が支出したとされる政務活動費支出を検証できないことになるばかりか、政務活動費の使途の透明性をいくら高める取り組みをしているとはいってもその信頼性、信頼性が根本から揺らぎ、ひいては議会への信頼そのものも揺らぐものとなりかねません。

かかる事態は一刻も放置されるべきではないということも指摘しなければなりません。

オ 令和 2 年 6 月 26 日付け青森県知事措置請求書についての監査結果には「今回の政務活動費の充当に関して、監査の過程で近年の裁判例の状況等に鑑み改善すべき点が認められたので、議会及び議会議事事務局に対して次のとおり要望する。」とした上で、以下の「付言」がありました。

(7) 政務活動費の使途の透明性の向上

政務活動費については、その使途の透明性を高めていくことが求められていることから、調査研究活動等の内容が、県民に対してより明らかになるよう、政務活動費収支報告書に添付される関係書類等の充実について検討されたい。

(4) 財務事務の適正執行について

議会議事局において、旅費等の公金の支出について関係例規に照らし、証拠書類に基づく調査・確認をより一層適切に行うなど、財務事務の適正執行の徹底を図られたい。

しかし、前述のとおり、2020 年度政務活動費の収支報告書に添付された支出証明書、活動報告書に記載された内容について客観的に検証できない事例が散見されています。議会改革検討委員会において検討・調整がなされているかと史料されますが、かかる付言があったにもかかわらず、付言に基づく是正がされず、体裁は整っていたとしても不正確な文書が青森県議会の行政文書としてホームページに公開され続け、県民が書面による質問をしても、何ら応えようとしていない議員が複数名いることについて、同じ青森県の住人としてとても残念で、恥ずかしいといわなければなりません。しかも、私人ではなく選挙によって選ばれ、少なくとも議員報酬を得、予算を審議し、決算を承認する立場にいる議員の方々です。

カ まとめ

以上のとおり、今回指摘した支出は、議員が「聞き取りをした」、「打合せをした」、「訪問した」と主張していることについてその相手先には確認できる文書が存在しない、或いはその事実はないという極めて単純な疑問によるものです。冒頭にも申し上げましたが、議員らに対し、計上した支出が法や条例の主旨に則って適法なものであることの裏付けを、単に聞き取りを行うだけではなく、具体的な客観的な事実に基づいて検証し、監査していただきたいと願っています。

住民監査請求では財務会計行為、本件の場合は政務活動費が適正に支出されているかどうかの議論をするわけですが、原資はとりもなおさず税金です。

政務調査費、政務活動費の制度の成り立ちと判例に則って俯瞰し、政務活動費の活用によって、政策立案や議員活動の説明が充実したのか、議会の審議能力が向上したのかについても私たち県民の目線で検証していくことが重要だと考えています。そして、公開される収支報告書等が事実に基づき、真実を反映したものであることに確証がもてる程度に議長によるチェック機能が充実されるよう心から願っています。

第 7 監査の結果

監査の対象機関の監査及び関係人の調査を実施し、次のとおり確認した。

1 監査により認められた事項

(1) 政務活動費の交付の系統等について

ア 法律

法第 100 条第 14 項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における党派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。

また、同条第 15 項において、「前項の政務活動費の交付を受けた党派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

さらに、同条第 16 項において、「議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

イ 条例

本県では、法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、青森県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年 3 月青森県条例第 45 号。以下「条例」という。）を制定している。

条例の主な内容は、次のとおりである。

(7) 政務活動費は、各月の初日に議員である者に対して交付する。（第 2 条第 1 項）

(4) 知事は、前条の規定による通知があったときは、速やかに、当該通知に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、当該議員に通知するものとする。（第 5 条）

(9) 知事は、毎月 10 日までに、当該月分の政務活動費を交付するものとする。（第 6 条）

(3) 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映

させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとする。（第7条第1項）

(カ) 政務活動に要する経費は、別表のとおりとする。（第7条第2項）

(キ) 議員は、毎年度、当該年度の終了の日の翌日から起算して30日以内（年度の中途に議員でなくなった場合にあっては、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内）に、次に掲げる事項を記載した政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。

- a 議員の氏名
- b 政務活動費に係る収入額
- c 政務活動費に係る支出額及びその主な内容
- d 政務活動費に係る収入額と支出額との差引額
- e その他必要な事項

（第8条第1項）

(ク) 前項の収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書の写し等（領収書の写しその他の議長が定める証拠書類をいう。以下同じ。）を添えなければならない。（第8条第2項）

(ケ) 知事は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において行った政務活動費による支出（第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずるものとする。（第10条）

(コ) 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。（第12条）

(ク) 別表（第7条関係）

経費	内容
調査研究費	議員が行う県の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費

（以下の経費は請求対象外であるため省略）

ウ 告示

条例の規定に基づき、青森県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月青森県議会告示第1号。以下「規程」という。）が定められている。

規程の主な内容は、次のとおりである。

(イ) 条例第8条第2項の議長が定める証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- a 領収書の写しその他の支出を証すべき書面であって当該支出の相手方から徴したものの写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いとき及

び議長が定めるときは、支出証明書（第2号様式）又は金融機関が作成した当該政務活動費による支出に係る振込みの明細書の写し）

b 政務活動実績報告書（第3号様式）

c 事務所状況報告書（第4号様式）

d 費目ごとの按分率一覧（第5号様式）
（第2条第2項）

(イ) 議長は、条例第8条の規定により提出された収支報告書及び領収書の写し等（以下「収支報告書」という。）の写しを知事に送付するものとする。（第2条第6項）

エ 政務活動費事務マニュアル

青森県議会（以下「議会」という。）が平成28年4月に改訂した政務活動費事務マニュアル《第3次改訂》（以下「マニュアル」という。）は、関係法令の趣旨を踏まえ議会において所要の手続を経て策定され、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めた条例別表（以下「規程基準」という。）に基づき、各議員が政務活動費を支出するに当たって、議員自らが判断するための具体的な運用を取りまとめた統一的な指針と位置付けられている。

マニュアルの主な内容については、次のとおりである。

(イ) 政務活動費制度に対する基本的な考え方（マニュアル2頁）

議員の政務活動に政務活動費を充当する場合には、経費の性格や使途を明確にする必要があり、次の考え方を基本として適用していくものです。

a 政務活動に必要性及び妥当性があること

県政に関して議会の主たる役割である政策形成機能や執行機関に対する監視機能等を果たすなど住民福祉の増進を図るための政務活動であることが必要です。

b 政務活動の方法に合理性及び効率性があること

政務活動は、議員の自主的なものであり、その方法に制限や定めはありませんが、政務活動の目的達成のために合理的であり、経費的にも効率的である必要があります。

c 原則として充当する額は実費弁償であること

政務活動が議員の自己管理のもとで行われていることや政務活動費に残余が生じた場合には返還すること等から、実際に要した費用に充当する必要があるとします。なお、実費によることが著しく困難な場合には、合理的な方法により按分することとします。

d 社会通念上許容されるものであること

政務活動全般について、県民の理解が得られるためには、社会一般に受け入れられる見方や判断からみて許容される必要があります。

e 証拠書類等が整備されていること

政務活動費の適正な支出とともに、全ての支出について、領収書や支出を裏付ける証拠書類等が整備されていることが必要です。また、訴訟等において、支出した議員側において立証する必要がある場合があるので留

意してください。
f 透明性が確保されていること

政務活動について、県民の理解が得られるためには、透明性が確保されていることが前提となるものであり、県民への説明責任を果たすために、毎年度提出する政務活動費の収支報告書については、全ての支出について領収書の写し等の証拠書類を添付する必要があります。

(イ) 政務活動に要する経費の内容（マニュアル3頁）

議員の政務活動に要する経費は、条例別表で定めるところですが、広範にわたる全ての用途を詳細に定めることは困難であるため、政務活動費の充当が可能なものについて、具体的な考え方や想定される例として次のとおり取扱いを定めています。

なお、活動の例は参考として掲げたものであり、これらに類するものは当然に含まれます。

a 調査研究費

経費の内容	考え方及び活動事例
議員が行う県の事務、地方行財政等に關する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費（旅費、委託料、資料印刷費、文書通信費等）	<p>県政等の政策課題に関するものほか、調査研究の基礎となる関係者や住民からの情報収集、先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費に充当する。なお、政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の経費に属さないものは、この経費に計上する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県政に關する執行部からの情報収集・意見交換 ② 調査研究の基礎となる国・市町村・関係団体・住民等からの情報収集・意見交換 ③ 県内各地域の状況把握のための現地調査（施設運営状況・農林水産物の状況・道路状況・災害状況他） ④ 県内外及び海外における先進事例等の現地調査 ⑤ 政策提言等を目的とした議員連盟活動・政策研究会活動 ⑥ 調査研究の基礎となる県政等に關するアンケート調査 ⑦ 専門機関等への調査研究委託

(ウ) 政務活動費の充当の考え方（積算及び按分等）（マニュアル7頁）

政務活動に当たって政務活動費を充当する場合は、原則として、実費弁償によることとなりますが、実費の積算が困難な場合があることや社会通念上許容される必要があることから、積算や按分等については、次の方法によることにします。

a 旅費関係（交通費・宿泊費等）

政務活動に係る旅費関係の経費については、実費を原則として次の取扱いとし、公務の場合の旅費計算における宿泊費や旅行雑費の定額の取扱いは行わないことにします。
< 自家用車の使用 >

自家用車は、主として日常的に使用する目的で購入・整備していることを前提に、政務活動にも使用すると考えられること等から、自家用車の使用に係る経費については、次の取扱いとする。

(a) カソリン代については、政務活動に使用した走行距離の記録により実際に支払った金額を按分する。なお、これによることが困難な場合には、「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」の「車賃」の額とする。

(b) 高速道路料金、駐車場代等については、実際に支払った金額による。

(c) 自家用車の購入や維持修繕等に係る経費には充当しない。

(d) 自家用車の継続的なリース料には充当しない。ただし、政務活動のために一時的に借り上げるレンタカーについては、実際に支払った金額による。

(エ) 具体例による政務活動費の充当の可否（マニュアル14頁）

【共通事項】

（証拠書類の保管整理等）

例 16 政務活動を行った際、証拠としてどのようなものを提出し、残しておくべきか。（特に自家用車での政務活動には、領収書等の添付もなか、自己証明しかない。）

→ 調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費については、政務活動実績報告書（34～37頁）を添付してください。

また、議会事務局には提出する必要がありませんが、収支報告書を公開した際、政務活動について、県民から色々内容を求められることが十分想定されますので、「3 証拠書類の整理保管」（23頁）にあるとおり、支出内容を補充する証拠書類として、政務活動を行った際の現場写真とか面会者の氏名、名刺や収集した資料、活動内容を記載した記録メモ等を整理保管しておく必要があります。

(ウ) 収支報告書の作成及び提出（マニュアル25頁、28頁、32頁、36頁）

政務活動費の用途の内容や収支の状況等を明らかにするための収支に係る報告書及び領収書等に係る書類の作成や提出については、次のとおりとなります。

政務活動費に係る収入及び支出については、毎年度、当該年度の終了日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書に領収書の写し等（領収書の写しその他の議長が定める証拠書類）を添えて議長に提出することになります。

また、年度途中で議員が辞職等により議員でなくなった場合には、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書等を議長に提出することになります。

（条例第8条、規程第2条）

議長に提出する具体的な書類は、次のとおりとなっており、規程で様式を定

めていますので、それに従って作成する必要があります。

次頁以降に、内容の詳細とともに様式と記載例を掲載しています。

- ① 収支報告書 (第 1 号様式) (26 頁)
- ② 領収書等の写し貼付用紙 (第 6 号様式) (28 頁)
- ③ 領収書等の写し集計表 (第 7 号様式) (30 頁)
- ④ 支出証明書 (第 2 号様式) (32 頁)
- ⑤ 政務活動実績報告書 (第 3 号様式) (34 頁)
- ⑥ 事務所状況報告書 (第 4 号様式) (38 頁)
- ⑦ 費目ごとの按分率一覧 (第 5 号様式) (40 頁)

a 領収書等の写し貼付用紙

政務活動費の支出に係る領収書等の写しについて、領収書等の写し貼付用紙に貼付して議長に提出することになっています。この領収書等の写し貼付用紙は、政務活動費に係る使途や充当額を明らかにするため、経費、事業名、使途及び内容等を記載することになっています

(条例第 8 条、規程第 2 条、第 6 号様式)

議長に提出する領収書等に係る書類については、原本ではなく複写したものとされています。原本については、議員において、他の証拠書類とともに、5 年間保存しておくことになっています。

b 支出証明書

政務活動費の支出に係る領収書等の写しを添付することが困難な場合については、支出証明書で対応することになっています。この支出証明書は、領収書等の代替として、議長に提出するもので、経費、支出額、品名、事業名、使途及び内容等を記載のうえ、議員本人が押印し、自己証明することになります。

(条例第 8 条、規程第 2 条、第 2 号様式)

議長に提出される証拠書類は、第三者が検証可能な領収書等の写しが基本となるものです。

したがって、支出証明書の対象は、領収書等の写しの添付が困難な場合に限定されることから、自動券売機 (領収書等の発行機能を有しないものに限る。) による切符代及び「青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例」の「車賃」の額を用いる場合のガソリン代等として

c 政務活動実績報告書

(a) 県内における宿泊を伴わない政務活動用

県内において宿泊を伴わない政務活動を実施する場合は、当該活動を実施した年月日、場所、訪問先、概要等を記載した政務活動実績報告書を、収支報告書の添付書類として、議長に提出することになります。

(条例第 8 条、規程第 2 条、第 3 号様式 (その 2))

政務活動実績報告書は、政務活動の実施年月日、場所、訪問先、概要などの情報を一覧で表示することで、政務活動費の透明性の向上を図るものです。

この報告書は、政務活動に要する経費のうち、調査研究費、研修費、広報広報費、要請陳情等活動費及び会議費について作成し、これらの経費ごとに別表にする必要があります。

(2) 政務活動費の交付に関する公金の支出について

ア 政務活動費に係る事務権限

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則 (昭和 39 年 4 月青森県規則第 27 号) 第 2 条第 1 号の規定により、知事の権限に属する事務のうち、議会の所掌する事務に係る配当予算に基づく支出負担行為に係る事務は、議会事務局長に委任されている。

イ ガソリン代の実費計算が困難な場合の算定方法

(1) エ(ウ) a に記載のとおりマニュアルでは、自家用車のガソリン代について実際に支払った金額によること困難な場合には、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例 (昭和 25 年 7 月青森県条例第 46 号) の車賃の額とすることとしている。

同条例第 7 条の規定によると、議員に支給される費用弁償のうち車賃については、一般職の職員の例により計算した額とされており、一般職の職員について定めた職員等の旅費及び費用弁償に関する条例 (昭和 27 年 9 月青森県条例第 45 号) 第 17 条第 1 項の規定により 1 kmにつき 25 円で算定することとされている。

2 監査対象機関からの回答

議会事務局に対して文書により質問したところ、次のとおり回答があった。

(1) 政務活動費収支報告書の審査について

議会事務局では、マニュアルに則し、必要な書類が整っているか、各書類の整合性があるか、計算誤りはないか等の確認のほか、記載内容が適切か、使途が政務活動費を充てることができる経費の範囲に適合しているか等をチェックし、疑義があるものについては議員に確認を行っている。

条例第 8 条第 2 項の規定により政務活動費に係る収支報告書 (以下「収支報告書」という。) に添付することとされている証拠書類のうち、規程第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる「領収書の写しその他の支出を証すべき書面であつて当該支出の相手方から徴したものの写し」については、それを徴し難いときは、支出証明書を提出すればよいこととされている。

よって、収支報告書及び領収書又は支出証明書等の証拠書類を審査し、一見明白に不適切なものでない限り、当該収支報告書等は適切なものとして処理している。

(2) 調査研究費について

マニュアル 3 頁 (1 (1) エ(ウ) a) にあるとおり、調査研究費は「議員が行う県の

事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」で、「県政等の政策課題に関するもののほか、調査研究の基礎となる関係者や住民からの情報収集、先進事例の調査及び専門的知見の活用等に係る経費」とされているが、活動事例は参考として掲げたものであり、「政務活動の方法等は議員により異なり広範にわたることから、他の経費に属さないものは、この経費に計上する」とこととされていることから、明らかに誤っている場合を除き、議員の申出によるものとしている。

3 関係人からの回答

議長に対して文書により質問したところ、次のとおり回答があった。

(1) 政務活動費の実務運用について

条例及び規程に定める使途基準に従い、本来、議員が主体的に行う自由な政務活動に対する過度な干渉とならないよう配慮しつつ、使途の透明性の確保が図られるようマニュアルに基づいて運用している。

(2) 政務活動の透明性の確保について

政務活動実績報告書において、政務活動の実施年月日、場所、訪問先、概要などの情報を一覧で記載することにより、政務活動費の透明性の向上を図っている。

(3) 青森県文書取扱規程第74条の規定による文書の作成について

県の各所属における文書の作成については、各所属がその必要性に応じて経費なものかどうかを判断しているものであり、政務活動は議員の主体的な判断により行われるべきものであるから、県の関係各部署において文書が作成されていないからといって、政務活動が行われていないことになるものではない。

第 8 判断

政務活動費については、法第 100 条第 14 項の規定により「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における党派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」とされている。そして、条例第 7 条第 1 項では「政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てることができるものとする」とし、同条第 2 項で「政務活動に要する経費は、別表のとおりとする」として使途基準を定め、議会は、これらの法令の趣旨を踏まえて、マニュアルを定めている。

令和元年（行ニ）第 17 号政務調査費還還等履行請求控訴事件の令和 2 年 1 月 30 日仙台高等裁判所判決において引用された原判決（平成 26 年（行ウ）第 2 号政務調査費返還等履行請求事件の令和元年 6 月 27 日青森地方裁判所判決）の「事実及び理由」の「第 7 当裁判所の判断」2 (1) では、「使途基準に定める調査研究のための必要性をその要件としていることからすれば、議員の当該活動の客観的な目的及び性質に照らし、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動（本件使途基準の定めるもの。以下同じ。）との間に合理的関連性が認められない活動に関する経費の支出につき政務

調査費を充当することは、本件使途基準に反するというべきであるが、議員の調査研究活動が多岐にわたったり、個々の経費の支出がこれに必要な否かについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があることを踏まえると、上記合理的関連性の認められる活動につき、経費の支出をどの費目でどの程度行うかなどについては、議員の裁量に委ねられていると解すべきであり、かかる裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用しない限り、当該支出は本件使途基準に適合するものというべきである」とされている。

また、「本件マニュアルは、青森県議会において、議員がいかなる活動の経費の支出にどのようなに政務調査費を充当するかなどの事項につき判断するに当たって参考となるよう、本件使途基準を具体化する趣旨で作成されたものであるところ、本件マニュアルに法規制性を認めることはできないものの、上記のとおり、上記事項を判断するに当たっては議員の裁量に委ねられていることを踏まえれば、本件マニュアルの定める目安等が本件使途基準等の法令の定めを照らして合理的である場合、それに従った政務調査費の充当は、客観的に見て調査研究活動と合理的関連性を有する活動の経費に係る支出に対する充当であるということができ、特段の事情のない限り、かかる充当につき裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用したものではなく、違法とはならないと解すべきである」とされている。

この判例は政務調査費に係るものであるが、政務調査費は、平成 24 年の法改正により「従来調査活動として認められていなかった対外的な陳情活動等のための旅費、交通費や会派単位で行う会議に要する経費といったものにも使途が拡大できるようにされ、政務活動費とされ」（松本英昭著「新版逐条地方自治法第 9 次改訂版」395 頁参照）、住民福祉の増進を図るために必要な議員の活動すなわち政務活動に要する経費に対して充当されることとなったが、地方議会の活性化を図る趣旨の制度として、これらの判例の判断の枠組みは政務活動費についても妥当すると解される。

したがって、マニュアルの定める目安等が使途基準等の法令の定めを照らして合理的である場合、それに従った政務活動費の充当は、客観的に見て議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費に係る支出に対する充当であるということができるところであり、特段の事情のない限り、裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用したものではなく、違法とはならないと解されることから、政務活動費の充当が使途基準に反した違法又は不当なものであるかどうかは、特段の事情がない限り、マニュアルの合理性及び当該充当のマニュアルとの適合性が認められるかどうかによることとなるため、これらの点について検討する。

1 マニュアルの合理性

マニュアルは、関係法令の趣旨を踏まえ議会において所要の手続を経て策定されたものであり、各議員が政務活動費を充当するに当たって、議員自ら判断するための具体的な運用をまとめた統一的な指針と位置づけられている。

マニュアルにおいては、政務活動に当たって政務活動費を充当する場合の考え方として、原則として実費弁償によるが、実費の積算が困難な場合があることや社会通念上許容される必要があることを考慮して、政務活動に関する経費に応じて、積算や按分等の方法が定められている。

政務活動に係る旅費関係の経費のうち自家用車の使用に係るものについては、①ガソリン代は、政務活動に使用した走行距離の記録により実際に支払った金額を按分するが、これによることが困難な場合には、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の「車賃」の額とすること、②高速道路料金、駐車場代等は、実際に支払った金額によることなどの取扱いが定められているが、これらは、マニュアルにあるように、自家用車は主として日常的に使用されているが、これは、マニュアルを前提に、政務活動にも使用すると考えられること等を考慮したものと認められ、また、そのような自家用車の使用実態から、ガソリン代を走行距離により按分するのが困難な場合は、青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例第7条の規定による車賃の額とのバランスを考慮し、第7条の1(2)イにあるとおり1kmにつき25円で算定することとされているなど、各議員において簡明で画一的な政務活動費の充当の処理ができるよう定められたものと解され、これらのマニュアルの定めは、政務活動費を充当できる経費の支出に係る活動を調査研究活動と合理的関連性を有するものに限定した法令の定めには照らして合理性を有すると認められる。

2 マニュアルとの適合性

本件において請求人から摘示のあった旅費(ガソリン代及び通行料金。以下「本件旅費」という。)の支出に関しては、議会事務局に対する監査及び関係人調査の結果、通行料金については領収書が、ガソリン代については領収書に代えて支出証明書が、それぞれ提出されており、領収書等の写し貼付用紙及び支出証明書の「事業名、使途及び内容」欄並びに政務活動実績報告書の「訪問先等」及び「概要」欄に所定の事項が記載され、マニュアルに即り政務活動に要する旅費の支出への政務活動費の充当が行われていることが認められた。

なお、請求人は、本件旅費の支出について、「芯接記録が残っていない例」については、青森県文書取扱規程第74条にある「軽微なもの」に該当するものと解され、およそ政務調査活動に該当しない「単なる照会・問合わせ」があつただけの行動で、「法や条例が予定した政務活動とは評価でき」ず、「本件使途基準に適合した支出であるとはいえない」として、違法又は不当な支出であると主張する。

しかしながら、青森県文書取扱規程第74条の規定は、「県として行われる経緯も含まれた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事実が軽微なものである場合を除き」、職員に対して文書の作成義務を課したものであり、この規定に基づき職員の判断により作成される応接記録等の文書の有無によって政務活動への該当性を判断するのは適当でないと考えられる。

監査の結果、本件旅費の支出に係る各議員の政務活動実績報告書の「概要」欄には、「一般質問の内容について、各担当課と質問について意見交換」、「決算特別委員会質問の原稿作成のための資料収集」、「定例会提出議案の情報収集」などと記載があることが確認され、いずれも第7の1(1)エ(4) aにあるとおりマニュアルに定める「県政に関する執行部からの情報収集・意見交換」等の調査研究費の対象となる活動に該当し、調査研究活動と合理的関連性を有する活動であると認められるところであり、請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、マニュアルの定めは使途基準等の法令の定めには照らして合理的なものであると認められ、請求人が措置請求書において摘示した支出への令和2年度の政務活動費の充当は、いずれもマニュアルに適合しており、裁量権の範囲を逸脱又はこれを濫用したものと認められないものである。したがって、本件の政務活動費の充当については違法又は不当なものとは認められない。よって、請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

